七の三十	二―｛四―［（三Ｓ）―三―｛（一Ｒ）―一―（ナフタレン―一―イル）エチル］アミノ｝ピロリジン―一―イル］フエニル｝酢酸（別名エボカルセト）及びその製剤。ただし、一個中二―｛四―［（三Ｓ）―三―｛（一Ｒ）―一―（ナフタレン―一―イル）エチル］アミノ｝ピロリジン―一―イル］フエニル｝酢酸として二ｍｇ以下を含有するものを除く。
八～十七	（略）
劇　薬	
有機薬品及びその製剤	
一～十一の十三	（略）
十一の十四	Ｎ―［（一Ｒ）―インダン―一―イル］プロピン―三―アミン（別名ラサギリン）、その塩類及びそれらの製剤
十一の十五～十一の三十	（略）
十二～二十の二	（略）
二十の三	グセルクマブ及びその製剤
二十の四・二十の五	（略）
二十一～五十五の五	（略）
五十五の六	（＋）―（Ｓ）―四―［（二・三―ジメチルフエニル）エチル］―一Ｈ―イミダゾール（別名デクスメデトミジン）の製剤であつて、一バイアル中（＋）―（Ｓ）―四―［（二・三―ジメチルフエニル）エチル］―一Ｈ―イミダゾールとして二〇〇μｇ以下を含有するもの及び一ｍＬ中（＋）―（Ｓ）―四―［（二・三―ジメチルフエニル）エチル］―一Ｈ―イミダゾールとして四μｇ以下を含有する注射剤
五十五の七～五十九の七	（略）
五十九の八	セマグルチド及びその製剤
五十九の九～五十九の十二	（略）
六十～六十九の四	（略）
六十九の五	二―｛四―［（三Ｓ）―三―｛（一Ｒ）―一―（ナフタレン―一―イル）エチル］アミノ｝ピロリジン―一―イル］フエニル｝酢酸（別名エボカルセト）の製剤であつて一個中二―｛四―［（三Ｓ）―三―｛（一Ｒ）―一―（ナフタレン―一―イル）エチル］アミノ｝ピロリジン―一―イル］フエニル｝酢酸として二ｍｇ以下を含有するもの
六十九の六～六十九の十三	（略）
七十～九十六の二十七	（略）
九十六の二十八	（四Ｓ）―二―｛八―フルオロ―二―［四―（三―メトキシフエニル）ピペラジン―一―イル］―三―［二―メトキシ―五―（トリフルオロメチル）フエニル］―三・四―ジヒドロキナゾリン―四―イル｝酢酸（別名レテルモビル）及びその製剤
九十六の二十九	（略）
九十七～百三十六	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

一～百十四	（略）
百十五	トラスツズマブ（遺伝子組換え）［トラスツズマブ後続一］及びその製剤
百十六～百六十九	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（新設）

八～十七	（略）
劇　薬	
有機薬品及びその製剤	
一～十一の十三	（略）
（新設）	
十一の十四～十一の二十九	（略）
十二～二十の二	（略）
（新設）	
二十の三・二十の四	（略）
二十一～五十五の五	（略）
五十五の六	（＋）―（Ｓ）―四―［（二・三―ジメチルフエニル）エチル］―一Ｈ―イミダゾール（別名デクスメデトミジン）の製剤であつて、一バイアル中（＋）―（Ｓ）―四―［（二・三―ジメチルフエニル）エチル］―一Ｈ―イミダゾールとして二〇〇μｇ以下を含有するもの
五十五の七～五十九の七	（略）
（新設）	
五十九の八～五十九の十一	（略）
六十～六十九の四	（略）
（新設）	
六十九の五～六十九の十二	（略）
七十～九十六の二十七	（略）
（新設）	
九十六の二十八	（略）
九十七～百三十六	（略）
（新設）	
百十五～百六十八	（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

一～百十四	（略）
（新設）	
百十五～百六十八	（略）